

食品安全委員会第942回会合議事録

1. 日時 令和6年6月11日（火） 14:00～14:34

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・動物用医薬品 1案件
(農林水産省からの説明)
ワクチン添加剤（二酸化ケイ素、ゲンタマイシン硫酸塩）
- (2) 企画等専門調査会における審議結果について
 - ・令和5年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「JPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について
- (5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官

5. 配付資料

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 食品健康影響評価について<ワクチン添加剤（二酸化ケイ素、ゲンタマイシン硫酸塩）> |
| 資料2 | 令和5年度食品安全委員会運営状況報告書（案） |
| 資料3 | 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<JPBL015 |

株を利用して生産されたトランスグルタミンナーゼ>

資料 4 食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第942回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第942回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について<ワクチン添加剤（二酸化ケイ素、ゲンタマイシン硫酸塩）>」、資料2が「令和5年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」、資料3が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<JPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミンナーゼ>」、資料4が「食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から6月5日付で動物用医薬品1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の古川室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の古川でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思っております。本日、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、動物用ワクチンの添加剤として使用する成分についてでございます。

資料1の3ページ目を御覧いただきたいと思っております。評価要請の背景でございますが、人の健康を損なうおそれのある動物の肉、乳その他の生産物が食用に供されることがないよう、動物用医薬品の治験に際して用いる動物用ワクチンに含まれる添加剤に食品安全委員会での評価を受けていない成分を含む場合には、あらかじめ食品安全委員会の評価を受け、その評価を踏まえて休薬期間を判断することとしております。

今回評価をお願いする成分のうち、二酸化ケイ素は、動物用ワクチンの添加剤として使用することについて食品安全委員会の評価がなされていないことから、また、ゲンタマイシン硫酸塩につきましては、1用量当たり0.04 mg (力価)までのものについて評価はいただいておりますが、既存製剤中の用量を超過するものについては評価をいただけていないことから、食品健康影響評価をお願いするものです。

御説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

古川室長、どうもありがとうございました。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

6月5日に行われました第42回企画等専門調査会において、令和5年度食品安全委員会

運営状況について委員会に報告することを決定いたしました。

まず、令和5年度食品安全委員会運営状況報告について、事務局から説明してください。

○重元総務課長 資料2に基づきまして御説明をいたします。

令和5年度の当委員会の運営状況をまとめたものにつきまして、本日お諮りして報告書として決定をいただくものでございます。以下、説明につきましては、資料の右下の通しページでページ数をお示しして御説明をいたします。

まず2ページ目を御覧ください。こちらが報告書本体の表紙になりまして、その次、3ページ目に目次がございます。こちらの目次は令和5年度の運営計画の柱立てそのもので構成をしております。

4ページ目に参りまして、4ページ目以降が本体になります。右側に令和5年度の運営計画を記載し、それに対応する形で左側に令和5年度における運営状況の実績を記載しております。

順を追って御説明いたしますと、まず4ページ目の第1が令和5年度における委員会の事業運営方針の基本を整理しているものでございます。

次に、第2が委員会の運営全般になります。(1)の委員会会合の開催というところにございますように、令和5年度は委員会を41回開催いたしました。委員会の基本的な部分の運営の見直しといたしましては、①から④までありますけれども、①の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う昨年5月からの委員会や専門調査会等への傍聴者の現地受け入れの再開を行ったということ。②の専門調査会等への出席につきまして、ウェブ会議システムを利用した方法で行うことができることを明文化したということ。③の既に評価を行った品目等につきまして、新たな科学的知見が提出をされて評価要請があった場合に、提出をされた新たな科学的知見が既存の評価結果に影響を及ぼさないときにつきましては、評価書を改訂せずに評価結果を通知するという場合を明文化するという改正を行ったということ。④が委員会における調査審議等のより一層の中立性・公正性の確保を図るために、企業申請品目の申請企業である特定企業との経済的利益関係に関する基準につきまして改正を行ったという、以上の4点でございます。

(2)が令和5年度に3回開催しました企画等専門調査会の概要について整理をしております。

5ページ目に参りまして、(3)専門調査会等につきましては、令和5年度は16の専門調査会で合計90回、それから、ワーキンググループは4つありますけれども、そちらで合計19回開催をいたしております。なお、(3)の①にありますように、令和5年度は香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止を行いました。

6ページ目に参りまして、(6)の委員会におけるDXの取組につきまして、1点目は、評価書作成作業の効率化と、データベース化によりリスク評価の一貫性の確保ということ

を目的といたしまして、食品健康影響評価書、毒性試験データのオープンデータ化に向けた検討を行いました。2点目が、デジタルトランスフォーメーション推進に関する研究というのを公募課題といたしまして、令和5年度の2次公募、令和6年度の優先実施課題の公募をそれぞれ行い、研究課題について採択をしたということでございます。それから、3点目は令和6年度にデジタル技術を用いた食品の安全性の確保に関する海外の最新情報の収集や整理の自動化に向けた試行を実施するため、具体的な実施方針の検討を行ったということを取組として記載しております。

次に、第3の食品健康影響評価の実施についてでございます。1の(1)にありますように、令和5年度は85件の評価要請がありまして、93件につきまして評価結果の通知を行いました。

6ページ目の①から7ページ目の⑩までにかけては、区分ごとの評価要請件数及び評価結果通知件数を整理しております。

8ページ目に参りまして、2番の評価ガイドライン等の策定等でございます。こちらは運営計画では遺伝子組換え食品の安全性評価基準等の改正に向けた調査審議を行うこと、それから、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方の整理に向け、検討を進めるというふうにされておりました。

実績につきましては、8ページ目の左側の下半分辺りにありますように、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」等の改正案を取りまとめまして、3月27日から4月25日までの30日間、意見・情報の募集を実施しました。また、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針につきましても、バイズ推計を活用したベンチマークドーズ法を使用する際の考え方を盛り込む改正を昨年9月12日に委員会決定をしていただきますとともに、疫学研究で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順や考え方を追加する指針の改正につきまして、意見・情報の募集手続を経まして、本年4月9日に委員会決定がなされました。

続きまして、9ページ目の3番、「自ら評価」を行う案件の推進についてでございます。「自ら評価」案件候補についての公募を行いました結果、6件の提案がありましたけれども、令和5年度につきましては、「自ら評価」案件として選定されたものはありませんでした。なお、企画等専門調査会におきまして、スクラロースー6ーアセテートにつきましては、事務局において引き続き情報収集を行うこととされたところでございます。

また、(2)にありますように「アレルギーを含む食品」につきましては、こちらは平成27年度に「自ら評価」案件として選定され、卵につきましては令和3年度に評価を終わらせましたけれども、それ以外につきましては、そば類、えび・かにのファクトシートの作成に向けた科学的知見の調査を令和5年度に実施いたしました。また、「クロノバクター・サカザキ」につきましては、令和4年度に「自ら評価」案件としての、選定はされませんでしたけれども、情報発信をしていくこととされたことを受けまして、乳児の健康被害を予防啓発するためのウェブページの開設を行いました、情報発信を行いました。

続きまして、第4の施策の実施状況の監視についてです。当委員会で評価した案件につきまして、リスク管理機関の措置の実施状況についての調査を行っております。調査対象は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に通知を行った品目97件と、前回の調査時点で対象になっていたもの、具体的には令和3年9月30日以前に通知が行われましたが、前回調査の段階では具体的なリスク管理措置が講じられていなかった77の品目の合計174件につきまして、現状の措置の状況を調査したということでございます。

結果は、リスク管理措置済みとなったものが107件、それ以外で次回への調査継続となったものが67件でございました。次回への調査継続となった案件は、審議会等の開催に向けて準備中の案件ということになるわけですが、その背景といたしましては、基準の策定に必要な海外のデータの収集など各種データの収集が必要であり、それに時間を要しているといったような背景があるというような結果となっております。

次に、下の方の食品安全モニターからの報告でございます。昨年度、食品安全モニターから28件の提案や報告をいただきました。分野別では、冷凍食品に起因した食中毒や人工甘味料の発がん性などのリスクコミュニケーションに関連するものが最も多く、省庁別でいえば、厚生労働省関係のものが最も多かったということでございます。

10ページ目に参りまして、第5の研究・調査事業の推進についてです。この中の1の(1)の令和4年度に終了した研究課題の事後評価の実施や、(2)の令和5年度における研究課題の実施、(3)の優先実施課題に基づく令和6年度の研究課題の選定などの実施を行いました。特に令和6年度の研究課題の選定につきましては、将来の食品のリスク評価を担う専門家の育成を目的としました若手研究者を主任研究者とする研究課題を一定程度採択するという若手専門家の育成枠を設けまして、2課題につきまして選定を行ったところでございます。

11ページ目に参りまして、2番の調査の実施でございますけれども、2の(1)の食品安全確保総合調査対象課題の選定や、(2)の調査の実施を行ったということでございます。

また、3番の追跡調査やプログラム評価の実施につきましては、(1)にありますけれども、令和5年度は追跡評価とともに、12ページ目に参りまして、(2)のプログラム評価の実施を行いました。このプログラム評価というのは、研究調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的な成果を図るための評価ということでございますけれども、このプログラム評価を5年度は実施をしたということでございます。また、いわゆるロードマップと呼ばれております研究調査事業の方向性を定めた食品安全委員会の決定でございますけれども、こちらのロードマップにつきましても、(3)に書いてありますように、令和6年度の改正に向けた検討を開始したということでございます。

続きまして、12ページの第6のリスクコミュニケーション・情報発信の促進の関係でございます。取組のポイントとしましては、12ページに○が3つ並んでいるところなのですが、1点目は2つ目の○なのですが、食品安全委員会の設立20周年を迎えたことを

踏まえた取組ということで、9月に開催しました国際シンポジウムや記念誌の作成、ホームページに専用サイトを開設したといった取組を行っております。

また、3つ目の○にある報道関係者との意見交換におきまして、昨年度はPFAS（有機フッ素化合物）の評価書案や農薬の再評価についての解説を行う意見交換会の開催をはじめといたしまして、その他、様々な媒体を用いたタイムリーな情報発信や地方公共団体と共催での意見交換会、地方公共団体や大学、消費者団体等が主催する学習会などへの講師派遣などを実施いたしております。

詳細につきましては、13ページから19ページにかけて各種取組の実績を詳細に記載しておりますが、ちょっと中身は、時間の都合もありますので、ここでは御説明は省略をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、19ページ目まで飛んでいただきまして、19ページの下の方にあります第7の緊急事態への対処でございます。こちらにつきましては、次の20ページ目の3番の緊急時対応訓練の実施といたしまして、昨年12月に関係省庁と連携した仮想シナリオに基づく確認訓練の実施を行いました。この中で危害要因等に関する科学的知見や情報をリスク管理機関等に提供し、科学的に正しい情報を分かりやすく国民に提供するなどの緊急時における食品安全委員会の役割に着目をいたしまして、対応手順を実際に確認するというのでこの訓練を実施いたしました。

この訓練で明らかになった課題につきましては、食品安全委員会における緊急時の対応手順の見直しに反映をしていきたいということでございます。

続きまして、20ページ目の下の第8の情報の収集、整理、活用につきましては、食品の安全に関する各国の情報につきましては、インターネット経由で日々情報を収集し、リスク管理機関に日報として情報共有をいたしますとともに、食品安全総合情報システムに登録をするなどの取組を行っております、こういった取組をここに記載しております。

最後に21ページ目に参りまして、第9の国際協調の推進についてでございます。この中の1番の国際会議等への参加実績につきましては、この1番のところに書いております。

また、次の22ページに参りますけれども、2番の海外研究者等の招へい、それから、3番では海外の食品安全機関等との連携強化として、先ほども出てまいりましたけれども、昨年9月の国際シンポジウムの開催など、また、一番下、4番の海外への情報発信につきましても取組実績について記載をしております。このような海外への情報発信等の取組を行うことによりまして、また、国際会議にも積極的に参加・出席をすることによりまして、国際的な議論への貢献や、必要な情報の収集に努めたところでございます。

以上が本体の説明なのですが、23ページ目以降につきましては、令和5年度の運営状況報告書案のポイントを整理した資料を御参考までにつけておりますので、また後ほど御参照いただければと思っております。

令和5年度の運営状況報告書案の内容は以上でございます、この内容につきまして、6月5日に開催しました企画等専門調査会において御説明をし、原案どおりで専門調査会

におきましては御了承いただき、当委員会に御報告をするということになったものでございます。

簡単な説明で恐れ入りますけれども、私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

協委員、どうぞ。

○協委員 ちょっと誤字の修正をお願いしたいと思います。19ページ、もとの文献の16みたいですけれども、表の中の11月11日、テーマのところで「代替食品・大豆たんぱく質の抗菌萎縮効果」は、抗菌が筋肉の筋に御修正をお願いします。

○重元総務課長 大変失礼いたしました。対応いたします。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、本件については、一部修正がありますが、案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、「JPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について、まず私の方から概要を御説明申し上げます。

資料3、6ページの要約を御覧ください。本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Streptomyces mobaraensis* NBRC 13819株由来のトランスグルタミナーゼ

遺伝子を導入することで作製したJPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼです。本添加物は、タンパク質間で架橋構造を形成することによるゲル化及び接着等の性質から、蒲鉾のような水産加工品、ハム・ソーセージなどの畜肉加工品などのタンパク質を含む多くの食品で食感の改良、保水性向上、歩留まり向上などの多岐にわたる目的のために用いられます。

本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価を行いました。その結果、挿入遺伝子の安全性が確認されていること、具体的には挿入遺伝子の供与体、挿入される塩基配列が明らかであること、目的外の遺伝子の挿入がないこと等を確認しました。さらに、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性やアレルギー誘発性について確認されていること等を確認した結果、従来の*Streptomyces mobaraensis*から生産されたトランスグルタミナーゼと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

したがって、本添加物は、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。

以上、詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○今井評価情報分析官 それでは、お手元の資料3に基づきまして補足の説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、本年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、評価書案を取りまとめたものでございます。

7ページの評価対象添加物の概要でございますが、本添加物は、*Bacillus licheniformis* Ca63株を宿主として、*Streptomyces mobaraensis* NBRC 13819株由来のトランスグルタミナーゼ遺伝子を導入することで作製した「JPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」でございます。

本添加物は、タンパク質またはペプチド中のグルタミン残基の γ -カルボキシアミド基をアシル供与体とし、アミン化合物の第1級アミノ基またはタンパク質もしくはペプチド中のリジン残基の ϵ -アミノ基をアシル受容体とするアシル転移反応を触媒する酵素であり、タンパク質を含む食品の食感の改良、保水性向上、歩留まり向上などのために使用されるものでございます。

7ページの中段から食品健康影響評価でございます。比較対象として用いる添加物について、*Streptomyces mobaraensis*から生産されたトランスグルタミナーゼでございます。

1. の(3)用途及び使用形態でございますが、トランスグルタミナーゼはタンパク質間で架橋構造を形成することによるゲル化及び接着等の性質から、水産加工品、畜肉加工品などのタンパク質を含む多くの食品で食感の改良などの目的のために用いられるものでございます。

続きまして、9ページの5. の遺伝子組換え添加物の性質及び用途等の(3)用途及び

使用形態でございますけれども、本添加物製品は、従来の添加物と同様にタンパク質を含む多くの食品で食感の改良など多岐にわたる目的のために用いられるとしております。

続きまして、10ページの第2. 宿主に関する事項でございますが、宿主は、*Bacillus licheniformis* Ca63株であり、*Bacillus licheniformis*が有害生理活性物質及び栄養阻害物質を生産するという報告はないとしております。

続きまして、第3. ベクターに関する事項の2. 性質に関する事項でございますが、プラスミドの塩基配列等は明らかになっており、既知の有害塩基配列は含まれていないことを確認しております。

続きまして、11ページの第4. の2. の挿入DNA又は遺伝子及びその遺伝子産物の性質に関する事項でございますが、挿入遺伝子である *tgSM-I* 遺伝子は、*Streptomyces mobaraensis* NBRC 13819株よりPCR法により取得したとしております。

その下の(3) 挿入遺伝子の機能に関する事項でございますが、挿入遺伝子の供与体及び次の12ページでございますが、遺伝子産物についてアレルギー誘発性を示唆する報告はなかったとしております。

その下のc. の遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性についてでございますが、人工胃腸液に対する感受性については、本添加物と同一のアミノ酸配列を有する従来のトランスグルタミナーゼは、我が国で使用実績があることから消化性試験は実施しなかったとしております。

加熱処理に対する感受性に関しましては、pH6.0、7.0及び8.0の3つの条件で30分処理した後の活性を測定した結果、70℃の処理によって完全に失活することが示されております。

続きまして、14ページの第5. 組換え体に関する事項でございますが、次の15ページの2. の(2) にオープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。幾つか検出されたORFにつきまして、アレルゲンデータベースを用いた相同性検索を行った結果、新たに生じるORFの中で、連続する80アミノ酸配列で35%以上の相同性を示す既知のアレルゲン及び連続する8アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンは認められなかったとしております。

また、既知の毒性タンパク質との相同性の有無について、タンパク質データベースを用いて検索を行った結果、新たに生じるORFの中で相同性を示したORFは認められなかったとしております。

続きまして、第6. の1. の添加物の製造原料又は製造器材についてでございますが、食品用酵素の製造に安全に使用されてきた実績があるとしております。

続きまして、16ページの第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項でございますが、本添加物製品は欧州で販売が開始されており、デンマークで食品用加工助剤として承認されているとしております。

以上から、次の17ページ、食品健康影響評価結果でございますが、先ほど川西委員の御説明のとおり、「JPBL015株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」は、人の健康

を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○重元総務課長 資料4の「食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について」につきまして御説明をいたします。

食品安全委員会として、その趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められますような講演会や講習会といたしました各種行事等につきまして、委員会の後援や協賛や賛助などの名義の使用を承認できるということとなっております、この規程におきまして、その審査基準や手続を定めているということでございます。

今般、資料4の1ページ目の1. 改正の趣旨というところがございますように、令和3年に決定されました「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」におきまして、政府が主催または後援するシンポジウムや各種行事において、登壇者や発言者等の性別に偏りがないよう努めることとする。その際、各府省において、後援等名義に関する規程等に明記することとされました。内閣府の後援等名義に関する規程につきましては、この趣旨のとおり改正が行われまして、令和3年9月16日付で施行されているということでございます。

それ以降、食品安全委員会の後援等名義の使用につきまして申請がありました際には、この改正されました内閣府の後援等名義に関する規程に基づきまして、登壇者や発言者等の性別に偏りがないか審査を行ってきたところでありまして、この度食品安全委員会の後援等名義に関する規程につきましても、規程を整備するという観点から改正をし、登壇者や発言者等の性別の偏りに関する審査基準を追加することとするものでございます。

具体的には、2. の改正の概要というところにありますように、食品安全委員会の後援

等名義に関する規程第2条に規定いたします後援名義の使用の審査基準というところに、行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているものであることというのを追加するものでございます。

2ページ目に新旧対照表をつけておりまして、この第2条の(2)のキのところ、今申し上げました規定を追記するというものでございます。

本日の委員会で御決定いただければ、この改正は本日から適用したいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(5) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月18日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が、14日金曜日14時から「農薬第三専門調査会」が、来週、17日月曜日10時から「農薬第四専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第942回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。